

第 16 回 下野市男女共同参画推進委員会会議録

日 時 平成 25 年 2 月 5 日（火）午前 10 時～11 時 55 分
場 所 ゆうゆう館 会議室
出席委員 陣内雄次会長、百武亘委員、生澤里美委員、永山登志子委員、渡邊喜正委員、白石征枝委員、渡邊欣宥委員、高木智子委員、楡木悦夫委員、山口容子委員、井上永子委員、小幡洋子委員、田辺伸一委員、横井里子委員、坂本貞夫委員
欠席委員 なし
出席者 板橋昭二副市长、川端昇総合政策部長、篠崎雅晴総務部長、伊沢和男市民生活部長、蓬田優健康福祉部長、落合亮夫産業振興部長、大門利雄建設水道部長、高野康男議会事務局長、上野清一会計管理者、鶴見忠造教育次長
事務局 （総合政策課）
塚原孝課長、星野登課長補佐、山内隆匡主幹、倉井真由美主査
傍聴人 なし

○次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 議事
- 5 閉会

○開会

（事務局） ただいまから、第 16 回下野市男女共同参画推進委員会を開会します。

○あいさつ

（陣内会長） おはようございます。事務局から、映画上映会の際にクイズや茶話会を行ったこと、産業祭では永山委員が腹話術により男女共同参画を PR していただいたことを聞きました。本委員会でも男女共同参画をどのように知っていただくかが重要であるという意見がたびたび出ているため、さまざまなところで、推進委員会を始めとした皆さんの力で地道な活動をしていくことが大事だと思います。皆さんの活動は良い動きであり感謝しております。今日の議題について、下野市にとっては大きな方向性を決める計画となりますので、十分議論できと思っていますのでよろしくお願いします。

(副市長)

おはようございます。委員の皆様には日頃から本市の行政についてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

男女共同参画という言葉もだいぶポピュラーになってまいりましたが、今なお社会の制度や慣行、人々の意識の中には、男女の固定的な役割分担意識が残っているのも事実です。日本の女性労働者の就労率は、M字型曲線を描くと言われております。これは日本独自の特徴であり、家事育児のために女性が仕事を辞めるという、性別役割分担の考え方が根強く残っていることによるものといわれています。さらに、M字型が示す問題点は、育児が終了した後に再就職してもパートタイマーとなる状況が多いことです。M字型曲線から、欧米や北欧で見られるような逆U字型に変わっていかない限り、男性を中心とした社会から真の男女平等の達成は難しいといわれております。男女がお互いを尊重し、性別にとらわれず自分らしく生きることができる社会を築いていくことが、豊かで活力ある日本をつくることに繋がるものと考えております。

下野市においては、全庁的な取組として行政の各分野で男女共同参画を意識した取組をしており、前回8月の委員会でその進捗状況報告をさせていただきました。また、12月に実施した映画会では、委員の皆様のご協力により、来場者を前に男女共同参画に関するクイズを行ったり、映画会終了後も茶話会を開催したりして、意見交換を行う取組をしていただきました。来場者からも賛辞の声が得られたところです。また、情報紙シェアリングは、3月には第9号を迎え、徐々に啓発できてきているのではないかと考えているところであり、委員の皆様には改めて感謝申し上げます。

本日ご提示させていただく案件は、下野市配偶者等からの暴力対策基本計画の案ができましたので、ご審議していただきます。男女共同参画プランの中の男女間のあらゆる暴力を根絶するテーマに基づいて作る計画です。DV被害を防ぐためにも、今後この計画に基づいて引き続き啓発活動を推進していきたいと考えています。委員の皆様には、広報啓発活動の展開やワークライフバランスの実現、人権意識の徹底、暴力防止対策等、幅広い観点から忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委嘱状交付

(事務局)

本市PTA連絡協議会から男女共同参画推進委員に選出されていた松本文男委員が、同協議会を退任したことに伴い、同委員に代わりましてPTA連絡協議会から推薦のあった渡邊喜正氏を新たな委員に委嘱するものです。副市長より委嘱状の交付を行います。

【委嘱状交付】

○議事

(1) 会議録署名委員の指名

(陣内会長) 会議録署名委員の指名をさせていただきます。高木委員と楡木委員にお願いします。

(2) 下野市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）について

(陣内会長) 下野市配偶者等からの暴力対策基本計画（案）について事務局から説明をお願いします。

(事務局) (資料 1 に基づき説明)

・ 1 ページ計画策定の趣旨について

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。本市の男女共同参画プランにおいても、P 31 にDV等あらゆる暴力を防止し根絶するため、暴力を許さない社会意識の醸成に向けて社会全体で取組を推進すること、また暴力に遭った方が保護され、再び被害に遭わないよう、相談体制と支援体制の充実を図ることが明記されています。これらに基づき、これまでDV専用の相談電話回線＝DVホットラインを設置する、DVカードを作成する、広報紙で呼びかけを行う、などの対策をとってまいりました。こうしたこれまでの対策により、配偶者からの暴力の根絶に向けて、DVを許さない社会づくり、相談体制の充実、各関係機関との連携、被害者の自立支援等がスムーズな対応を図っていますが、これらを体系的に取りまとめた基本計画を策定することで、より総合的で積極的な取組を推進することを目指し計画を策定することとしました。

・ 2 ページ計画の位置づけについて

この計画はDV防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく市町村基本計画です。資料の 15 ページ以降に参考資料として国の法律を掲載しており、17 ページの一番上の規定になります。また、本計画は、栃木県が平成 24 年 3 月に規定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を踏まえた内容としています。

2 ページに計画の位置づけのイメージ図を掲載しているとおり、本計画は、国の法律、指針、そして県の基本計画を踏まえるとともに、本市の総合計画や男女共同参画プランに基づいた位置づけとなっています。

・ 3 ページ計画の期間について

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年計画とします。ただし、改正等により必要に応じて見直すものとします。

・ 用語の定義について

本計画で表記する「配偶者等」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」に加え、恋人など親密な関係にある（又はあった）パートナーも含まれます。「配偶者等からの暴力」は、配偶者等からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を

及ぼす言動をいいます。殴る、蹴るといった身体的な暴力のほか、精神的暴力、性的暴力などの形態があります。

・ 4 ページ国における現状と取組について

国では、平成 13 年にDV防止法を制定し、都道府県の配偶者暴力相談支援センターとしての機能や、裁判所による加害者への保護命令制度も規定されたもので、相談体制の確立や被害者の保護が図られました。

平成 16 年の法改正により、配偶者等からの暴力の定義が拡大され、また、保護命令制度が拡充されました。さらに、DV被害者の自立支援が国及び地方公共団体の責務として明示され、法施行と同時に基本方針も策定され、具体的な方針が示されています。

平成 19 年の法改正では、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力支援センターの設置が努力義務となりました。さらに保護命令制度が拡充され、DVの防止と被害者の安全確保の推進体制が一層図られています。

・ 5 ページ県における現状と取組について

県では、平成 17 年 11 月に基本計画を策定し、その後 2 度の改定をしています。この間、学校教育における啓発の取組や配偶者暴力相談支援センターの設置促進や一時保護等の充実を図り、平成 23 年 4 月には配偶者暴力相談支援センターの機能を備えた「とちぎ男女共同参画センター」を開設して、県のDV対策の中核的な機関として各種施策を展開しています。

下のグラフは、県及び宇都宮市、日光市の配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数をグラフにしたものです。県婦人相談所は、平成 24 年度よりとちぎ男女共同参画センターとして再編されています。また、グリーンの部分は配偶者暴力相談支援センターを構えている宇都宮市と日光市の数値となっています。県内市町の基本計画の策定状況は、宇都宮市、日光市、小山市、足利市、那須塩原市（H24）で策定済みのため、これらに続けば県内で 6 番目となります。

・ 6 ページ下野市における現状と取組について

本市では男女共同参画プランに基づき、男女間のあらゆる暴力を防止し根絶するため、暴力を許さない社会意識の醸成に向けて取組を推進しています。また、暴力の被害に遭った市民が保護され、再び被害に遭わないように、相談体制と支援体制の充実を図ってきました。

DV被害者からの相談については、母子自立支援員兼婦人相談員及び保健師による相談体制により、警察等の関係機関と連携して対応しています。また、母子・女性一時保護対策や女性等緊急一時保護施設への運営費補助を実施するなど、被害者の緊急時の安全確保にも努めています。平成 22 年 7 月からは電話による専用相談窓口「女性相談（DV）ホットライン」を開設し、ホットラインにかかってきた電話は、必ず女性職員が相談に応じるようにするなど、工夫しながら被害者の安全確保に取り組んでいます。

平成 23 年に行った市民意識調査では、身体的・精神的・性的・経済的な暴力を受けたことがあると回答した人の割合は、女性の 13.2%に及んでおり、市窓口への相談件数

に大きな変化は見られないものの、依然として被害は根絶されてはいない状況です。今後は、市民の意識や社会情勢の変化を適切に判断しながら、現行の男女共同参画プランにおける施策「男女間のあらゆる暴力の根絶」の取組内容を充実させるとともに、さらに効果的な広報・啓発に取り組む必要があります。

6 ページの下には、昨年 3 月に作成したDV相談カードを掲載しています。7 ページ上は、過去 3 か年に下野市で取り扱ったDV相談件数です。件数は多くはありませんが、他の自治体に住民票のあるかたが下野市に相談に来る場合もありますし、またその逆もあります。中ほどから下は相談者の年齢構成とグラフ化したものです。20 代から 30 代が半数以上を占めています。

- ・ 8 ページは下野市男女共同参画プラン市民意識調査に基づくDVの現状です。平成 23 年 9 月に行った市民意識調査の結果、前回平成 19 年調査と比べて、DVに関する認知度が高まっていることが分かります。下のグラフでは、「暴力を受けたことがある」、「身近に暴力を受けた当事者がいる」、「身近な人から相談を受けたことがある」と回答した人の割合は、いずれも女性の方が高くなっています。また、「暴力を受けたことがある」と回答した女性の割合は 13.2%で、平成 19 年に実施した前回調査の 11.6%から若干増加している状況です。

- ・ 9 ページから 14 ページ （資料 1 の内容に従って説明）

- ・ 本市においてはDVの根絶に向けて、DVを許さない社会づくり、相談体制の充実、各関係機関との連携、被害者の自立支援等がスムーズにできるよう、これまでも体制をとっているところですが、より総合的で積極的な取組を推進することを目指して、これらを体系的に取りまとめた基本計画を策定することとしました。昨年 2 月に庁内組織による検討会議を開き、以降、市の福祉事務所・DV相談窓口を担う児童福祉課を始めとした、DVの防止や被害者支援に関連する部署との打合せを重ね、計画の素案を作ってまいりました。担当者との協議を経て、男女共同参画プランの庁内組織において推進体制を担う男女共同参画推進本部において、1 月 22 日に承認を得たところです。

今後の計画策定へのスケジュールについては、本日推進委員の皆様へ本計画案についてご確認いただいた後、パブリックコメントを実施し、議会への報告を経て計画策定となります。本日は、本計画案につきまして、男女共同参画推進委員の皆様よりご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(陣内会長) 基本計画について説明していただきましたので、ご質問ご意見をお願いします。

(山口委員) 13 ページ、(2) 関係機関との連携体制の整備について、民生委員・児童委員や学校などとの連携体制は、通報なども行われるようになるのか、具体的に説明いただきたい。

(事務局) 現時点では、関係機関や委員等との間での情報交換の場と考えています。情報を共有するところからはじめて、詳細については今後詰めていきます。

- (渡邊欣委員) 民生委員は行政と市民の橋渡しの役目であるが、DVのような案件については、民生委員側から行政へ報告することはあるが、行政からの情報提供はまずない。個人情報の問題が心配されると思うが、守秘義務が原則であることが教育されているため、我々民生委員から他へ洩れる心配はないものと思われます。
- (陣内会長) ネットワーク構築について、DVという繊細な問題なため個人情報等もあり、計画を実体化していくことが難しいと思います。まだ計画ができた段階なので、具体的な姿が見えてくるよう今後の課題になると思います。
- (渡邊欣委員) 今朝のテレビで女性の男性に対する暴力が非常に増えている実態があるというタイムリーな内容を見た。男性が逃げてアパートを借りて住んでいて、被害のようすが写真で紹介されていたりして、女性も強くなったと感じた。そこで、6ページのDV相談窓口として女性相談ホットラインを作ったということであるが、8ページに載っている調査では、暴力をうけたことがあると回答した男性が3.3%、暴力をふるったことがある女性が1.8%、ということは少なからず男性も相談したいのではないか。男性は、相談することが恥ずかしいから相談しないのではないか。男性が、市の女性相談ホットラインに行って相談できるのかお聞きしたい。
- (事務局) 女性相談ホットラインという名称ではありますが、配偶者からの暴力ということで、男性からの相談も受けています。現状としては女性からの相談が100%です。
- (渡邊欣委員) この「女性相談ホットライン」については、表現として男女差別になるのではないかと思います。
- (山口委員) 私も渡邊委員と同意見です。あえて女性といれなくてもいいのでは、ない方がいいのではないかと思います。
- (高木委員) 相談窓口について、切羽詰まった方はホットラインに電話をするようになるが、自ら発することまで及ばない方もいる。被害者が税金や子供のことで市窓口相談に行ったときに、DVの知識がある職員が対応するのとそうでないのでは、救済のされ方が違ってくるのではないのでしょうか。11ページに(2)窓口対応の向上とあるが、DV窓口に特化するのではなく、住民対応をする職員を中心に対応できるようににしていただければ、女性相談窓口以外に来たDV被害者に対しても、どこの窓口でもDV対応できるようになり、被害者は助かるので検討していただきたいです。
- (陣内会長) DVを受けている、DVをしているということに気付かない人もいます。サインを見逃さないということ、多くの窓口であれば救える被害者がでてくるのではという内容でした。
- (井上委員) 広報紙・チラシによる啓発について、広報する手段は充実していると思うが、認知度が一般的に低いと感じる。資料10ページ、(1)家庭、地域、職場、学校等における啓発について、福祉体験活動のように学校の授業の

一環やP T A活動の中で取り扱ってはどうか。「男女共同参画とは」「DVとは」と授業で取り上げて教育することで、意識するようになるのではないのでしょうか。

(渡邊喜委員) P T Aとしては、学校で授業をしている事例は直接聞いてはいない。パートナーDVについて、学校での伝え方はどうなるのか。伝えることにより認識するため、徐々にDVをなくしていけるのではないかと。教育の中で取り上げるということについては時間的にはいかがでしょうか。

(教育次長) 教育委員会においても、学校教育計画の中の人権教育の中で、実体的なものをどのように伝えるか、小学校、中学校で取り上げ方を考慮して時代に適応したものを取り組んでいきたい。また、体験学習についても重要であり福祉体験等を行っている。学校の特色や地域性等考慮しながら、社会に活かせるようご意見を参考にさせていただき、取り組んでいきたいと思えます。

(田辺委員) 相談窓口の向上についての提案です。相談を受ける職員のスキルの向上のために、「DVという言葉を知っている」初級レベルから最終的に「教えることができる」までの評価表を作り、人に教えることができるまでのレベル表を作るなどして、全体のレベル向上に繋げてはいかがでしょうか。

(山口委員) 相談窓口について、自分で的確な判断をすることのできない等、相談に行く行動を起こすことができない状況にある被害者に対しては、相談前の支援が大切です。下野市では支援者組織がないため、行政が積極的に、研修等により支援者やサポーターを作る仕組みづくりが必要ではないかと。田辺委員の言うような人材を育てていくことも必要かと思えます。

(陣内委員) 田辺委員の提案にあったことも含めて、体系的に市全体でレベルアップしてはどうかとのご意見でした。

(総合政策部長) 市全体として相談体制ができるように、というご意見につきまして、現在の下野市の相談体制は、ホットラインを設けるなどして小さな市としてはある程度充実しているものと考えております。婦人相談員 1 名と保健師 3 名の計 4 名が相談に携わっています。相談に至るまでの危険信号を察知する職員全体の能力については、現時点では確かに体制はできておりませんが、関係機関とのネットワークで相談体制を整えていくことになりますが、まずは、庁内で職員が意識を持つていくことが大変重要であると考えております。現在は、DVは福祉部門で専門的に対応しておりますが、今後全庁的にどのような体制が取れるのかこれから検討していきたいと思っております。市内では、民間N P O法人組織は立ち上がってはいない状況ですが、今後はN P O法人がしやすい環境づくりも必要と思えます。いずれにしても、職員の相談体制の充実に努めていき、また、14 ページにある被害者支援の流れにある様々なネットワークを図っていきます。計画をどのように実施に結び付けていくか効率効果的な組織を作って取り組んでいけるかという考えで取り組んでいきたいと思えます。

- (楡木委員) 本計画では保護の後の自立支援までが流れになります。被害者支援の流れが明確になるので、公表できれば、一時保護された方がその後どのようになったか教えてもらいたい。
- (事務局) 相談員は着地点までは把握することになるが、公表まではしていない状況です。
- (陣内会長) ネットワーク形成の中で、関わる方たちがケーススタディや知識として共有していくことが何らかの形で必要なのではないかと思います。
- (健康福祉部長) 楡木委員ご質問について、受けた相談については、ケースごとにたどった経路や対処内容について最終的にはまとめております。相談電話についても、対応の仕方や助言についてマニュアルを作成して進めています。
- (坂本委員) 10 ページ (1) 家庭、地域、職場、学校における啓発の中の、地域に密着した組織、団体への啓発活動の中に、病院が含まれていないようでしたら、病院を活用することも必要だと思います。不特定多数の方がたくさん集まるところに、何気なくDVに関するチラシ・リーフレットがあれば、見る機会が増えます。また、病院へ来た理由もDVであることも有り得ますので、具体的に検討する段階で入れていただきたいと思います。
- (事務局) 10 ページ (1) 家庭、地域、職場、学校における啓発の 2 つ目の関係機関の中に病院も含まれるようになります。
- (横井委員) 今後議論することがあった場合には、話の前提としてどんな人がどんな状況にあるか、相談に行って解決したこと等の具体的事例があった方が、話の共有ができると思います。
- (生澤委員) 先ほど出た意見のように、DV相談は女性限定の表記をなくして、男性が相談しやすい窓口にした方がよいと思います。
- (小幡委員) 直接DV被害者と話す機会があり、認知度は上がっているが被害が増えていたり、なかなか家庭内のことで踏み入れられないこともある。被害者は想像以上に緊迫していることも多く、14 ページにあるような被害者支援の流れが頭の中に入っていないと、自分が当事者になったときやアドバイスをするときに適切な救済ができない。この支援の流れを徹底的にあらゆるところに周知すれば、加害者も作らないで済む。また、被害者を加害者から引き離すことも重要であり、その際に弁護士や法の縛りも積極的に入れていかないと根絶はできない。地裁の中に家庭裁判所も入れて、離婚の申立ができるということや弁護士費用の救済もできることを付け加えるといいのではないかと思います。
- (事務局) 関係機関の中の弁護士等と入っていますが、家庭裁判所を加えることについて検討させていただきます。
- (井上委員) 潜在化しているDVについて、相談の仕組の提案です。例えば、被害者が

相談をためらうことのないように、私達推進委員が被害者と市の相談窓口や警察を取り次ぐような、気軽に相談できる組織・地域の窓口が周知されたいと思います。被害者と相談窓口を繋げるような人的配置があれば、もっと相談件数が増えていくのではないのでしょうか。

(事務局) 今後、地域の中で声を拾い上げられるような仕組みについて考えていきたいと思っています。

(陣内会長) 基本計画の今後の流れと進行管理の方法についてお願いします。

(事務局) この後、パブリックコメントを実施し、議会への報告を経て、3月末の成立を予定し、4月から計画に基づいて5年間実行されていきます。本計画の進行管理については、男女共同参画プランの中の施策「男女間のあらゆる暴力の根絶」に基づき男女共同参画推進委員会で進捗状況報告をすることになります。

(陣内会長) 委員の皆様には引き続き関心を持っていただきたいと思います。

(3) 男女共同参画推進事業について

(陣内会長) 男女共同参画推進事業について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本議題は、本年度の男女共同参画推進事業について見直すと同時に、来年度以降の推進事業内容についてご意見をいただくものです。資料2は、8月の男女共同参画推進委員会において報告した進捗状況報告書のうち、男女共同参画を主として推進している事業について掲載しています。

(資料2に基づき今年度の事業実績について説明)

(陣内会長) 特に次年度以降の事業について提案をお願いします。

(高木委員) 資料2ページ真ん中、経営に関する講習や経営相談はどのくらいの実績があるのか教えていただきたい。また、経営相談について支援があればやりたいという意識がある方もいるので、今後ご検討いただければと思います。

(産業振興部長) 高齢化している農業従事者の中で、女性が農業に関わる面も増えている。女性の自立を視野に入れた6次産業等、女性目線に立った商品開発を目指したりもしている。247名いる認定農業者の中では女性も増えてきている。農業委員会の事業の中で、家族協定により女性が過重労働にならないような取組をする中で経営指導をしています。

(高木委員) 新たに自立して起業する女性に対して取り組むようなことがあれば教えていただきたい。

(産業振興部長) 経理面でパソコン講習会を開いたりして、農商工のさまざまな部分で女性の起業が進むような支援をしていきたいと思っています。

(永山委員) DV被害者が相談に来るまでには大変な思いをしている。相談窓口の周知の面で、シェアリングの配布は自治会配布を行っているが、自治会に入ら

ない若い世代が増えている。統計を見ると被害者は 30 代に多く、幼稚園や小中学校の子どものいる世代を対象に配布することにより、若い世代で被害に遭っている方が相談しやすくなると思います。

(陣内会長) シェアリングの配布先について、PTA や若い世代に配布することについていかがでしょうか。

(事務局) 学校や幼稚園・保育園にも行き渡るよう検討します。

(白石委員) 2 ページの事業の中にある、ストーカー行為防止について、ストーカーは相手が配偶者ではないが、DV の相談窓口と一緒に考えてよろしいのでしょうか。また、実際に DV 被害者の他にストーカーについての相談はどれくらいあるのか教えていただきたい。

(事務局) ストーカーについてはストーカー防止法があり、警察でも慎重に取り扱うべき案件とのことです。現在、ストーカー被害について市に相談があった場合には警察に取り次ぐこととしており、今回基本計画の中でもそのように記載しています。

(坂本委員) 私的に料理に興味があり小山の料理教室に通っています。現役世代や定年後の世代中心で、改めて毎日料理をすることの大変さがわかるなど、教室で男女共同参画に関わることを感じているようです。今後は、逆に男性が積極的に参加できるような企画をして、料理を通して男女共同参画を考え、相互理解を深められるような企画をやってみてはいかがでしょうか。

(山口委員) 映画会やシンポジウムでは、20～30 代の来てほしい世代が来てくれない。積極的に向いて講習会をしたり、研修会を組み込んでいくなどして、若い世代へ積極的に聞いてもらえる場を作っていくことが重要ではないでしょうか。

(渡邊喜委員) イベントの周知期間を早くすれば、より多く参加しやすい。

(陣内会長) 若い世代のニーズは、どんな企画に多くの方が来てくれるのでしょうか。

(渡邊喜委員) 若い世代でも知名度のある方を呼べば来ていただけるのではないかな。

(陣内会長) 情報発信を早くすることのほかに、企画の段階で子育て世代から意見をいただいて企画することも方法ではないでしょうか。

(陣内会長) 昨年 11 月に足利市で女性の起業家 3 名に集まっていたきシンポジウムを行った。起業して商売をしているが、彼女たちが言うのは、商売だけではなくコミュニティを意識している。彼女たちが、高齢化していたまちづくりの市民グループのメンバーに入り、市民グループが活性化していくという流れになっている。これからは女性がどのように活躍できるかという環境づくりが重要ではないでしょうか。そのためには、単なる起業だけではなく、起業プラスコミュニティの仕組づくりが男女共同参画の視点からは必要です。

2 点目は、自治会に関することです。内閣府調査では自治会長に占める女

性の割合が全国で3%代。栃木県では1.4%です。もう少し女性が活躍するために、例えば、女性自治会長フォーラムを開催するなどして、女性自治会長をするとこんないいことがある、こう変わるなどPRすれば、増えていくのではないのでしょうか。

もう1点は、介護についてです。介護休暇が取れるようになっているが、実態ではなかなか取得は難しい。市内・近隣に、積極的に介護休暇や育児休暇の取得に取り組んでいる企業があれば、普及させるために来ていただいて話を伺うのもよいのではないのでしょうか。以上ご提案です。

(白石委員) DVの実態を知る趣旨で、民間団体や相談員の話聞く機会があればいいと思います。

(陣内会長) 今年度のシンポジウムでも民間NPO法人に来ていただきましたが、このようなことを継続してはというご意見でした。

(百武委員) なぜDVが起きるのか。自治会を始めとした地域力の問題や他人を思いやる気持ちなどを考えたら、どうしたら解決できるのか。学校教育や地域の力で変われるのか。非常に考えさせられる問題です。

(楡木委員) 来年度事業について、この場で意見を出しても平成25年度の予算は既に決まっているのではないのでしょうか。

(総合政策部長) 来年度事業については、予算の面では進められています。事業について何を実施するかはまだまだ柔軟に対応できます。次年度以降このような会議の中で意見を聞いて改善していきたいと思います。

(4) その他

(陣内会長) その他について事務局からお願いします。

(事務局) 参考資料として、男女共同参画映画会で実施したアンケート結果をお配りしていますのでご覧ください。

(事務局) もうひとつの参考資料のシンポジウム事業は、市民活動補助事業の審査を経て市の補助金を受け、市民団体が主体となって行った事業です。市民団体主体での活動も活発となってきておりますので報告します。

(陣内会長) 今年度から始まった市民活動補助事業に関連して男女共同参画シンポジウムが行われたということです。団体に所属する他の委員の皆さんもぜひ補助事業を活用していただいて、男女共同参画を推進する事業を展開していただければと期待しています。1件につき最高いくらもらえるのですか。

(事務局) スタート事業として初年度は10万円が上限、2年目、3年目は30万円が上限です。スタートから3年目までが対象の事業です。なお、補助率は2分の1です。

○閉会

(事務局)

委員の皆様にはご意見ご提言をいただきましてありがとうございました。これらにつきまして内容を精査して、今後の男女共同参画事業等に取り組めるものにつきましては積極的に取り組んでまいります。
以上をもちまして第 16 回男女共同参画推進委員会を閉会します。

以上